

國學院大學學術情報リポジトリ

「神祇管領」名義の神楽役許状が持つ意義：
吉田家江戸役所支配を受け入れた神社とその配下

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-03-13 キーワード (Ja): 神祇管領, 江戸役所, 本所, 神楽, 裁許状 キーワード (En): 作成者: 矢嶋, 正幸, Yajima, Masayuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000199

「神祇管領」名義の神楽役許状が持つ意義

— 吉田家江戸役所支配を受け入れた神社とその配下 —

矢嶋正幸

一．問題の所在

神楽という神事芸能の担い手たちは、太夫・博士・祢宜・神楽役・神楽師・伶人といった様々な名称で呼ばれている。彼らは、近世期には修験・神職・神事舞太夫・陰陽師といった背景を持ち、職分として神楽をおこなっていた。

鈴木昂太は、神楽の担い手である太夫が、主たる儀礼・芸能である神楽だけでなく多様な宗教活動もおこなっていたこと^①に注目して、比婆荒神神楽の新たな面を明らかにしようとした

が、以前から民俗芸能研究では、このように芸能の担い手を多様な面から分析しようという問題意識が共有されている。黛友明は、伊勢大神楽の太夫たちについて、近世の文献史料を扱うことで、桑名藩や吉田家本所といった社会での立ち位置を明らかにしようとした^②。また、奥三河の花祭りでも、松山由布子が、土御門配下の陰陽師となった花大夫を取り上げて、花祭りの儀礼や思想からではなく、土御門家門人としての動向を分析している^③。遠山霜月祭では、櫻井弘人が、豊富な聞き取り調査から、祢宜の実態に迫っている^④。

さて、近世期に活動した宗教者には、本山・本所の問題が存

在する。江戸幕府は、僧侶に対しては宗派ごとに本山を定め、末寺を配下に組み込むことを求めた。また、神職や陰陽師に対しても、吉田家・白川家・土御門家といった本所を指定し、活動の根拠となる許状取得を求めた。しかし、全ての宗教者が許状や補任状を請けていたわけではない。小松和彦は、いざなぎ流の研究で、信仰知識を十分に習得・伝承している実態としての陰陽師と、許状を持つだけで実態のない陰陽師に分け、後者について議論している。⁵³そして、その上で許状を持たずとも、膨大な信仰知識と村人からの支持があることをもって、今に繋がるいざなぎ流太夫の「先祖」として評価すべきと主張している。本所所属の宗教者を扱うときには、許状を持つに至る社会的理由と、許状を持つ効力の限界について把握する必要がある。

また、近世の関東で神楽をおこなうものには、吉田家配下の神職、白川家配下の神職、田村八太夫家配下の神事舞太夫、土御門家配下の陰陽師などがいた。こうした様々な本所があったが、神社条目を背景にした吉田家の勢力が大きなものとなっていた。近世後期になると、他本所に対して神楽をめぐる出入りを繰り返ししている。

吉田家本所についての研究は、井上智勝が、吉田家本所による神職支配が諸国に広がっていく様子をとりとまとめており、在

地神職が身分保障を得るために吉田家へ接近するのは、「制度を前提にした自発性」があったためと述べている。⁵⁶また、幡鎌一弘が『御広間雑記』から全国の神職による許状取得状況のデータベースを作成したことにより、許状を通した神職支配を把握できるようになっている。⁵⁷

吉田家では、神職の身分を保証するための神道裁許状の他、要望に応じた種々の許状を発行している。「文化一三年御本所諸願謝物覚写」⁵⁸は、吉田家が発行する各種許状のリストで、全部で九八点の項目が挙げられている。

さて、このリストに載っていないものについても、吉田家は許状を発行しており、その一つが本稿で取り上げる神楽役に宛てた許状である。

管見の限りでは、神楽役に宛てた許状には、「神祇管領」と「御役所」と発行名義が異なる二種類がある。今回取り上げる「神祇管領」名義のものは、六所宮（現大國魂神社・東京都府中市）・水川神社（埼玉県さいたま市）・鷲宮神社（埼玉県久喜市）・伊豆神社（現玉敷神社・埼玉県加須市）と、武蔵国内に限定されている。また、「御役所」のものは武蔵国・下野国の神社に宛てたものを確認している。年代的には、享和元年（一八〇一）に六所宮に宛てた「神祇管領」のものが先行する。

「神祇管領」名義のものは、松本勇介が、「社職風折烏帽子淨衣許状」と分類するものに含まれる。神主や祠司よりも地位が下の身分の者（社人・社家・神楽役・御師・宮座）に対して、神道裁許状に準じて発行されたものである。天明二年（一七八二）の再触によって格下の者にも許状を発行する必要が生じて作られたとされる。

神楽役¹⁰は、神支配下として神楽奉仕に従事する下級宗教者であるが、そうした身分の者たちが許状を取得する動機は、一般神職と同じであるのか検証する必要があるだろう。

また、本許状発行には、後述するように寛政三年（一七九一）設立の吉田家江戸役所の関与が認められる。検証には、江戸役所設置による地域での変化と神社内での変化。とりわけ神社内でも独立した宗教者たる神主と、その配下たる下級宗教者、それぞれに生じた変化についての分析が必要である。

関東地方で、近世期におこなわれた神楽を理解するには、小松和彦が指摘したような実態としての神楽役と職分としての神楽役に分けて把握することが求められる。これまで神楽役に宛てた許状は「神楽役許状」などと呼称されて史料紹介的に取り上げられることはあったが、その発行経緯や意義については考えてこられなかった。本稿では、神楽役という神支配下の下級

宗教者へ向けた許状が、江戸役所のどのような意図をもって発行されて、現地（地域・神社・配下）にどのような影響を与えたのかを見ていくことにしたい。具体的には、江戸役所の傘下に入ることに消極的だった六所宮と、積極的だった鷲宮神社を取り上げることにする。許状に対する両者の対応から許状が持つ力と、その限界を見極め、近世期の神楽役についての理解を深めていくことにしたい。

二、「神祇管領」名義の神楽役許状の形式

吉田家本所は、寛文五年（一六六五）の神社条目発布前後から関東地方の有力社の支配下への取り込みをおこなっていた。武蔵国内では、承応二年（一六五三）の神田明神・山王社との接触が早いケースで、寛文年間（一六六一—一六七三）には、神田明神・山王社・芝明神・紅葉山東照宮といった江戸府中の有力社に位階授与などをおこなっている。さらに六所宮や鷲宮神社といった郊外の神社を取り込むことにも成功している。

しかし、一八世紀後半になると白川家が下級宗教者への関与をおこなうようになり、吉田家でも対処をせまられるようになる。先行して設置された白川家江戸出張所に対抗して、吉田家

では寛政三年(一七九二)に江戸役所を設置した。江戸役所は、吉田家本所にとっては配下取締徹底という目的が、一般神職にとっては京都との取次をしてくれる近在での窓口の需要があったて設置されたことを、椛山林継が指摘している。¹⁾

さて、現在確認している「神祇管領」名義の神楽役許状は、上記した四ヶ所のものだが、初出は六所宮の享和元年(一八〇二)二月二六日付となる。『大國魂神社文書I』に、神子許状と併記して紹介されている。

(史料1)

武蔵国多摩郡府中

六所大明神神子

豊野

右神事神楽之節着舞衣可勤仕者

神道之状如件

享和元年十二月廿六日

神祇管領(印)

武蔵国多摩郡府中

六所大明神神楽方

四大夫

社職之進退須專守神祇道規範年中之祭式

着風折烏帽子浄衣宣謹勤神事者神道之状如件

享和元年十二月廿六日

神祇管領²⁾(印)

神道裁許状は、吉田家当主名義で花押が入れられているが、それと比べると神祇管領名義で朱印を押すという一段下がった格式である。寛文五年(一六六五)の神社条目と天明二年(一七八二)の再触れを指す「神祇道規範」を専守することで、「年中之祭式」での風折烏帽子と浄衣の着用を許可する内容となっている。神子と同時に発行されているが、どのような経緯があったのか。

三．六所宮での経緯

東京都府中市の大國魂神社は、武蔵国内の総社として一宮から六宮までを祀ることから六所宮と呼ばれ、武蔵国内の神社としては最高の五〇〇石の朱印地を与えられていた。吉田家と関係を結んだのが確認できるのは、寛文三年(一六六三)一月

で、猿渡斎宮が京都を訪問し、神号伝授されている。⁽¹³⁾ 神社条目発布に先立つこと二年前のことである。

総社ということもあって、往時は、毎年七月に国内の神職が集まって天下泰平を祈祷する神事があった。神職らは、北野方・松原方・勝呂方という触頭によつて統轄された。⁽¹⁴⁾ しかし、吉田家支配が浸透するのに反比例して、六所宮の武蔵国内での地位は低下する。神事に参加する神職の人数は、年が下ることになくなり、慶安二年（一六四九）に三九名だったのが、宝暦一〇年（一七六〇）には五名に、ついには天保元年（一八三〇）を最後に途絶した。⁽¹⁵⁾

六所宮が国内神職への影響力を喪失したのは、末端神職らが吉田家本所と結びつくようになり、六所宮の権威を必要としなくなったためと推測される。

三―一・江戸役所への六所宮の対応

六所宮は、吉田家にとつても重要な神社であつて、江戸役所設立に当たつて、その知らせがいち早く届けられている。『六所宮神主日記』に、その詳細が載る。

（史料2）

十月十六日出府

（略）

一 吉田殿役所京橋桶町へ出来候段去月廿七日飛札役人大角勘ヶ由塩田兵庫分申来相談申度義有之罷越候様ニ申来リ右役所出候段社中相達社家方今請印差出候様ニ申来リ今幸哉参リ印形ハ取揃不申候故追而飛脚差遣候段申置也近來神道取メリ不宣ニ付役所出来候よし大社之事其々取メリ候様ニ頼申旨也

一 入間郡おごせ村宮内参ル此度吉田今廻文相廻ルよし請印致候様ニ申来段差出可然哉之旨申来ル不苦出し可申候段申置也是ハ先年豊後代願候て年々太々御神事神子相勤候旨此方触下之様ニ相成居申候よし也⁽¹⁶⁾

江戸役所設立は、大角勘解由・塩田兵庫が中心になつて動いていた。（史料2）によると、江戸役所からの知らせを受けて、当時の神主・猿渡盛房が江戸に赴いて会合している。江戸役所から社家の請印を差し出すようにとの要求に対し、追つて提出すると告げ、神道取締りの趣旨に賛同するが大社についてはその対象から取り除くように述べた。また、寛延三年（一七五〇）

から神子として六所宮の配下に入り太々御神事にも参加する越生村の神職¹⁷⁾に対しては、請印を提出してよいと指示を出している。

六所宮では、自分の支配する神社については、江戸役所からの介入を拒否する一方で、触下のような外部の神職に対しては江戸役所と関係を取り結ぶことを認めていた。相山林継は、「江戸役所が設立したからと言って、吉田家における神職支配（門人支配）の態勢はほとんど変化しなかった」と述べているが、それは六所宮のような大社の態度が関係していた。

ちなみに以降の『六所宮神主日記』で、六所宮が請印を提出したという記述はない。寛政一二年（一八〇〇）には、江戸役所から「入間郡」と書かれた触書が届き、「多摩郡」が正しいと送り返しているから、やはり請印を提出せずにいたのだろう¹⁸⁾。

江戸役所の設立後、吉田家本所へは江戸役所が仲介して許状発行の続きをするようになった。しかし、猿渡盛房は、神道裁許状を受けるため寛政一二年（一八〇〇）に京都へ赴き、吉田家当主と対面している。京都では、武蔵取次である大角勘解由と八年ぶりに会ったと記しているから、江戸役所とは没交渉だったようである²⁰⁾。

三一・江戸役所の廻村

盛房が継目許状を取得した翌年の享和元年（一八〇一）九月四日、江戸役所の国々郡切取締役人が廻村のため、府中に宿泊した。出役人、幸原左衛門は、盛房に対して、触下呼び寄せするように要求した。それに対して盛房は「触下はおらず一ノ宮のみ」と返答し、社中と一ノ宮への取締りだけを実施することになった²¹⁾。

翌五・六日には、一ノ宮大明神の大田左内が朱印高を提出し、出役から許状を請けていないことを非難された。左内と一ノ宮大明神の神主新田平内は、来年中に許状を願うことで決着がついた。

次に社中・神楽役・神子が呼ばれて、同様に許状を申請することになった。謝金は、社中は自力で捻出し、神楽役・神子役は御神用金から出すことになった。

享和二年（一八〇二）二月、江戸役所の宮川大膳から役所まで許状を受け取りに来るようにとの便りが届く。三月七日に盛房が一括して受け取りに行き、一〇日に帰参。社中には当日中に渡した。一日に神楽方八人を呼び出して、「御礼金も御宮分、出御宮御神楽之事故申渡し而已二而御許状ハ見セ不申此方二留置也」と告げて、許状は見せもしないし、渡しもしないこと

になった。

こうして六所宮に留め置かれた許状は、大國魂神社文書として現存することになった。また、大國魂神社文書に「神楽方本所許状願控²⁰⁾」という文書もあり、それによると神楽役に宛てた許状の他にも「参詣次第」・「神楽一式」が併せて申請されていた。

三―三・六所宮の支配体制と神楽役

享和元年（一八〇一）当時の神楽役の立ち位置について説明しておきたい。六所宮では、神主の猿渡氏が、称宜の織田齋宮、社中の佐野多宮・鹿嶋田求馬・田村右膳を支配しており、その下に五名の神楽役と三名の神子がいた。

神楽役と神子は、享保年間（一七一六―一七三六）の史料を見ると、それぞれ御膳番・八乙女を名乗っていた。彼らは、平素は御宮番として社家に従って境内の掃除などの雑事をおこなう立場で、享保二年（二七一七）に神主家に提出した請書では、御膳番・次兵衛や八乙女・八兵衛らの名前が近隣の百姓らとともに並んでいる。西角井正慶は、氏子が神楽役になるケースがあることを述べているが、六所宮でも府中宿周辺の氏子が御膳番・八乙女を勤めるようになったと推測される。²¹⁾

御膳番が神楽に携わるようになったことが分かるのが、元文二年（一七三七）の史料である。²²⁾ それまで神楽の奉納場所を幣殿から神楽殿に変更したことの請書を、御膳番と八乙女が連名で提出している。参詣者から神楽の依頼があっても、御膳番が勝手に上げることができず、社中に相談して許可を得ることが決められた。また同時に、治兵衛ら五人の御膳番は、百官名ではなく、一太夫から五太夫までを名乗ることとし、その他の太夫名を禁じる旨の請書も提出している。

また、元文四年（一七三九）の証文では「御膳番神子等一切外へ罷出初尾等もらい候事古来今無之儀ニ候得者何レ共ニ堅法度之事」として、社外での活動も禁じられている。²³⁾ この禁制は厳しいもので、延享二年（一七四五）に、他支配の檀家を譲り受けようとした神子役・次郎兵衛は「勝手ニ在家ヲ勸メ祈祷且家勸化等致シ初穂貪可申巧ニ」と、新規の檀家を得ようとしたことに加えて、私的に祈祷・勸化などをしたことも含めて処分されている。²⁴⁾

こうした禁制は後年も続いており、享和元年（一八〇一）に猿渡氏が江戸役所に提出した添翰では「彼者共儀前々今当社江神楽相勤候外同社者勿論外社ニ而相勤候儀決而相成不申仕法筋ニ御座候」と、やはり社外での活動禁止をうたっている。²⁵⁾

神楽役・神子役は、六所宮所属の下級宗教者として、大きな制約が設けられていた。つまるところ清掃などの雑事と神楽以外の活動は認められていなかった。神主家が、許状申請をおこない、謝金の世話までしたのは、神楽役・神子役の経済的な事情を考慮したというよりも、彼らの自律的な活動を警戒しての動きと理解したい。

三―四、小括

享保元年(一八〇一)に、国々郡切取締役人が来訪したのは、それまで特別扱いされていた六所宮を江戸役所支配に組み込むとしたためである。

こうした動きは突然起きたものではない。江戸役所が設立された当時には請印を要求されている。また、寛政一二年(一八〇〇)に、神道裁許状を受ける際の交渉では、関東取次の大角勘解由から、願書に「武蔵国総社多摩郡府中 六所宮神主」とあったのを、総社の勅許を受けた根拠が不明であるとして、「総社」を省くように要求されている。盛房は、吾妻鑑や朱印状の記述をもとに反論を試みているが、最終的に要求を受け入れた²⁰。関東取次の前例を無視した要求には、総社としての權威を剥奪しようという意図が想像できる。

江戸役所の目的の一つには、武蔵国総社である六所宮を通して触下となる神職を配下に置くことであつたと思われるが、そうした意図と反し、当時の六所宮は、かつての支配力を失っていた。寛政四年(一七九二)に触下のような立場だった越生村宮内も離反していた。そのためわずかに影響力を残していた一ノ宮大明神の神主と社中のものを呼び寄せて、出役に引き合わせるようになった。そして、社中の者もまた江戸役所に把握されて支配下に置かれることになった。

地域社会から見ると、江戸役所による支配強化に六所宮も取り込まれたということになる。設置当初は、大社については埒外とするよう要望していたが、結局は総社という特権的な称号を失うことにも繋がった。

その一方で、神社内では、猿渡盛房は、神楽役許状の取次と資金の供出をおこない、発行された許状も手元に留めることで、江戸役所による支配の実効性を失わせるという抵抗をおこなった。それは国内神職らと吉田家の結びつきが、六所宮支配からの離脱に繋がった経験を踏まえての対応だったと考えられる。江戸役所と神主のやり取りがおこなわれる中、神楽役らは、自身の職分を保証する許状でありながら、実物を手にすることもできずに蚊帳の外に置かれることになった。

四・鷲宮神社での経緯

埼玉県久喜市の鷲宮神社は、近世には六所宮に次ぐ四〇〇石の朱印地が与えられていた。神主職は、大宮司を称する大内家が世襲してきた。歴代の大宮司は、その時代ごとの神道思想を取り入れるのに貪欲で、寛文年間（一六六一—一六七三）には大内秀勝が吉川惟足の、天保年間（一八三〇—一八四四）には大内国政が平田篤胤の門弟となっている。吉田家とは、寛文八年（一六六八）、吉川惟足が上洛する際に秀勝が同道するなどして早い時期から関係を持っていた。³⁰⁾

四―一・鷲宮神社の支配体制と神楽役

鷲宮神社には、大内家の配下として御側用人・社領支配代官・社役・神楽役といった役職があった。このうち神事に関わるのは、社役と神楽役で、大内家の家臣として屋敷地・俸禄が給付されていた。

社役の宮内氏・小山氏らは、戦国時代から鷲宮神社の社人として活動していた家である。神楽役の名前が見えるのは元禄九年（一六九六）の棟札からで、出身は詳細不明ながら、俸禄の

内容が用人・代官ら俗人と同じ年貢諸役免となっていることから、六所宮と同じく周辺の氏子を取立てたものと推測される。³¹⁾

家臣らには、経済的な裏付けを与える他に、神道伝授をおこなうことで支配強化を図っていた。私的な伝授が分かる史料としては、寛文十一年（一六七二）に、大内秀勝が、鈴木近清に中臣祓の読用を許可した「中臣祓差許状」がある。³²⁾ 鈴木氏は元禄の棟札に神楽役として名前が見える。³³⁾

こうした神社内で発行された許状は、宝永二年（一七〇五）「唯一神道神符太事」、正徳三年（一七一三）「日所作次第」、享保七年（一七三二）「神道注連加持太事」、宝暦十三年（一七六三）「参詣許状」、寛政六年（一七九四）「唯一神道参詣次第略式」が確認できる。³⁴⁾

私的な許状の中で最も多くの点数が残っているのは、大内国久によるものである。土師一流・催馬楽神楽という現在につながる神楽を大成した人物であり、神社支配をめぐる供僧寺との争いの中で、神楽をはじめとする神道伝授をおこなうことで、神楽役らへの支配を強化していた。³⁵⁾

四―二・神楽役の許状

神社内での私的な伝授書が無くなるのは、享和二年（一八〇二）

以降である。この年に、六所宮と同様の「神楽役許状」と、同日付の「参詣次第」「六根清浄太祓」が発行された。³⁶⁾

享和二年（一八〇二）五月三日に発行されたものには、「神楽役裁許状」は鈴木文太夫光慶、「参詣次第」は白石氏元由、「六根清浄太祓」は中山氏朝英に宛てたものが確認される。

六所宮では「参詣次第」・「神楽一式」が共に発行されており、神楽役の装束だけでなく行法についても許状を受けるよう求められていた。寛政六年（一七九四）「唯一神道参詣次第略式」以降、鷺宮神社が私的に発行した許状は確認されない。江戸役所は、六所宮と同様に、鷺宮神社にも以前よりも強い影響力を持つようになったのである。

ちなみに、現在、鷺宮神社文書となっているこれらの文書は、もともと旧神楽役家に伝承されたものだった。それを昭和時代の神主・相沢正直が収集し、今に残ることになった。六所宮とは違い、許状は神楽役の手に渡されていた。

四―三. 江戸役所を利用する鷺宮神社

享和二年（一八〇二）を境にして独自の許状発行ができなくなるが、鷺宮神社にとって江戸役所の影響下に入ることは悪いことばかりではなかった。鷺宮神社では、江戸役所の權威を利

用して、近隣の神職へ圧力をかけている。

鷺宮神社は、文政四年（一八二二）、武蔵国埼玉郡不動岡村の総願寺と、幡羅郡三ヶ尻村の神職・篠田播磨に対して、仏前での太々神楽は「神仏混雜」になるのでやめるよう申し入れをした。³⁷⁾ 鷺宮側から許状がないことを指摘された篠田播磨は「職分繼目御免許」と「神楽御免許」を取得するため上京した。本所からは許状が授与されることになったが、鷺宮神社と訴訟中であることを理由にして、許状は江戸役所預かりとなってしまう。その背景には、江戸役所目代・宮川弾正が大内準人の舅であることが関係していると、篠田播磨は主張している。結局、篠田播磨は「神仏混雜」させたことを鷺宮に詫びることで決着がついた。

篠田播磨は総願寺で神楽をおこなうことに対して、触頭であった人間郡塚越村住吉大明神の勝呂雅樂に予め相談をし、また、許状を得るための本所への添翰も用意してもらっている。

勝呂家は、北武蔵十二郡の触頭として六所宮に奉仕してきた家で、宝永八年（一七一）「北武蔵十二郡御祭礼出座帳」には、三尻村篠田宮之助の名前がある。篠田は、古くからのルートを使って吉田家本所とのつながりを持つとした。だが、この時期になると、江戸役所を通さなくては許状を受け取れることもで

きなくなっていた。鷲宮神社と江戸役所の縁戚関係を通したパイプは、総社・触頭を通した本所とのパイプよりもはるかに強力なものになっていた。

四―四、対外的に活動する神楽役

許状を請けて以降、鷲宮神社の神楽役が対外的に活動する機会が多くなる。

文政四年（一八二二）の訴訟では、篠田播磨は、総願寺に掛けて来たのは、社人の宮内外記・高橋薩摩・早見甫左衛門らだったと報告している。この事件について、鷲宮社領代官の針ヶ谷氏は「家来早水甫左衛門廿七歳社家宮内外記小山内蔵高橋武太夫都合四人」と記録している。鷲宮神社内では、宮内外記と小山内蔵は社役、高橋薩摩（武太夫）は神楽役、早見甫左衛門は御側御用人という身分であった。社役と神楽役は、俸禄や住所などで区別されていたが、外部からは社人や社役として同様に見なされていた。

また、文政七年（一八二四）には、上早川村半兵衛からの願いを、神楽役の矢島平大夫が世話役となつて、大宮司に取り次いでいる。こうして葛飾郡と埼玉郡にまたがる近隣一八ヶ村を一日間かけて巡幸する新たな神事が始まることになった。奉

供社人として、神楽役の矢島平大夫・木村門太夫と、社役の宮内外記がともに騎乗で奉供している。ここからも対外的には、社役・神楽役が同一視されていたことが分かる。⁽³⁹⁾

天保年間になると、祓講という鷲宮神社の太々講が結成されるが、この時には、社役・神楽役がともに世話人になっている。⁽⁴⁰⁾

さらに後年の嘉永六年（一八五三）、社役・神楽役に向けた「鷲宮社領掟書写」では、「仮祈禱頼来り候共其心得を以取斗格別之筋も有之候ハ、当方へ申出指図可請候尤伝授無之儀は行申間敷事」とあつて、祈禱を依頼された際には大宮司の指示に従うことになっていた。⁽⁴¹⁾

こうした事例から、許状を背景にして神楽役は神楽をおこなうだけでなく、周辺神職の取締・新規行事や新規講の結成・祈禱依頼といった対外的な活動をおこなっていたことが判明する。

神楽役に宛てた許状では、「年中之祭式着風折烏帽子浄衣宣謹勤神事」と、神楽に限らず「年中之祭式」での装束着用を許可するものとなっている。神楽役の許状を得たことで、社内での身分保証だけでなく、社外での活動にも有利に働いた。社外では、神社内での身分は問題にされず、一括して社人とみなされている。高橋武太夫が、対外的に「薩摩」と受領名を名乗ることを同輩から黙認されていたことも、同一視に拍車をかけた

だろう。

幕末になると、鷺宮神社側でも社役と神楽役を一括して取り扱うようになる。総社や触頭とそれに支配される末端神職というピラミッド的な神職のヒエラルキーが、神道裁許状の発行によって相对化され力を失っていく事例が甲斐国などで指摘されている^(註)。鷺宮神社社役に宛てた許状は確認できないが、六所宮の事例を参考にすると、社役にも発行されたと考えべきだろう。吉田家の許状発行によるヒエラルキーの相对化という流れは、鷺宮神社という小さな組織の中でも進行していたのである。

四―五. 小括

鷺宮神社では、寛文年間(一六六一―一六七三)から所属する下級宗教者に対して、私的な唯一神道の伝授をおこなっていた。こうした状況は、享和二年(一八〇二)から変化する。配下に対しても江戸役所からの許しがなくては、神道伝授ができなくなった。

しかし、それは鷺宮神社の権勢を減じることにはならなかった。社内の配下に対しては、江戸役所は許状取得を求めること以上の介入をしてこなかったからである。かえって、鷺宮神社では神楽役の許状を得たことによって、近隣で許状を得ずに神

楽をおこなう者への圧力をかける根拠を得た。

鷺宮神社は、太田荘の鎮守としての性格を持ち、勢力圏も埼玉郡北部地域に限定されていた。それが徐々に近隣の寺社に対して勢力を伸ばし、もともと六所宮の旧勢力圏にも及ぶことになる。天保年間(一八三〇―一八四四)になると広域に及ぶ太々講や新たな神事も結成されるが、その原動力の一つとなったのは神楽役の存在だった。

あくまで神楽しか認められてこなかった六所宮の神楽役とは違い、鷺宮神社では、大宮司から神道伝授を受けており、享和二年(一八〇二)以前から祈禱自体はおこなっていたと思われる。許状は、神楽役の社外での活動を認める後ろ盾として力を発揮したのだろう。

五. まとめ

「神祇管領」名義の神楽役許状は、江戸役所が、在地支配を強化するため武蔵国内の大社に対して取得を要望したものであった。あくまで吉田家による神職支配の統制を強化する意義が第一目的であって、白川家などの他家の動きとは直接関係しない。享和年間(一八〇一―一八〇四)前後は、設置から一〇年経つ

た江戸役所が、武蔵国内の配下に対して圧力をかけていた時期に当たる。武蔵御嶽山では、寛政一二年（一八〇〇）に江戸役所の出役が訪問し、翌年に山下御師が許状を取得している⁽⁴³⁾。また享保二年（一八〇二）、平村山王社では、百姓が務める流鏝馬神役にも許状を求めて反発されている。本許状が発行された背景には、こうした江戸役所の活動があった。また、この時期、農村の経済発展とそれに伴う太々講の発展により、大社には、配下の許状謝礼を肩代わりできるだけの経済力も備わっていた。

江戸役所は、許状を取得させること以外の要望はしておらず、許状を請けた後の対応は神社ごとに分かれた。

江戸役所に冷淡だった六所宮では、許状取得を神主が代行し、神楽役には実物を渡しませず、内容も見せないことにした。

その一方、江戸役所目代と縁戚を結ぶまでの友好関係を持った鷺宮神社では、許状を神楽役本人に渡している。許状は鷺宮神社に他社へ圧迫を加える根拠を与えた。神楽役も対外的な活動を活発化させ太々講も旧来の勢力圏を越え、六所宮の旧勢力圏に喰い込むことになった。

結果として、鷺宮神社にとって江戸役所の支配を受け入れることは、自らの権勢を高める上で有利に作用した。反対にしぶしぶ受け入れた六所宮では、社外への影響力を回復させること

はできなかった。

しかし、社外への影響力の低下が、神社の衰退と結びつくわけではない。裁許状で総社を名乗れなくても、また社外の神職が集まらなくなっても、六所宮は、武蔵国を代表する大社として滞りなく神事をおこなえるだけの経済力と権威を保っていたからである。

六所宮と鷺宮神社で江戸役所の受け入れに温度差があったのは、その神社支配の違いも一因になったと考えられる。

武蔵一宮氷川神社は、江戸役所と積極的なかわりを持つ神社だった⁽⁴⁴⁾。文化一三年（一八一六）に神楽方社人・堀江若狭が取得した許状の発行経緯について、東角井駿河が日記（文政二年（一八一九）四月一日付）に記録している。

（史料3）

右願候節角井主膳奥印致私配下と相認め差出心得違ニ可有之事尤其節杉山長門一同許状受候二付追て写置可申候事⁽⁴⁵⁾

この記事では、西角井主膳が「私配下」として許状申請をおこなったことを問題視している。当時の氷川神社では、岩井家・西角井家・東角井家が年番神主制で統治していた。東角井駿河

は、主膳が私の立場で江戸役所との取次を果たすと、社人支配の既成事実化に繋がると懸念していたのだろう。

鷲宮神社でも、近世を通じて供僧寺である大乘院との訴訟を抱えており、大内家による神社支配は不安定さがあった。

これらの神社では、自らの支配権を裏付けるものとして、吉田家の存在が必要だった。一方の六所宮では猿渡氏による支配が確立していた。そこが、江戸役所を積極的に受け入れるかどうかの違いにつながったのではなからうか。

吉田家支配を受け入れた神社では、神楽に唯一神道の教義が加えられるなど、儀礼に変化が生じる⁽⁴⁷⁾。しかし、今回取り上げた神楽役に宛てた許状では、もとより唯一神道を受け入れた神社であったため、そうした変化は認められない。

だが、外部での活動が、新たな芸能を取り入れる契機にはなった。六所宮では他社に出張しての神楽奉納は禁じられていたが、鷲宮神社では積極的におこなっていた。現在も四月一五日に八甫鷲宮神社で出張奉納をおこなっている。出張時だけ「天津国津狐之舞」というヒョットコとキツネによる滑稽味のある演目をおこなう。この演目は、囃子などの他の演目とは違う特徴があった。江戸里神楽が逆輸入されたものとされている⁽⁴⁸⁾。

後年、鷲宮神社内での社役と神楽役の身分差は縮小されるが、

そこには対外活動によって経済力をつけた神楽役の姿を見ることもできるだろう。

「神祇管領」名義の神楽役許状の取得経緯と、その影響力を見て来た。許状を取得しても六所宮では、神楽役自身には変化は見られなかった。鷲宮神社では、活動の幅に広がりが見られるようになるが、その動きが顕著になるのは、許状取得から十数年が経過した文政期以降である。

許状を取得しても、劇的に何かが変わったわけではない。こうした許状の取得と、実際の変化にタイムラグが生じる事例には、広島県庄原市東城町で、比婆荒神神楽の関連文書を伝える戸宇栃木家がある。岩田勝は、栃木家では寛文八年(一六六八)に神道裁許状を得て吉田家とのつながりを持つが、当代では唯一神道の影響は見られないとする⁽⁴⁹⁾。もちろん積極的に唯一神道を取り入れ、劇的な変化が起きた場所もあっただろう。

以上、見て来たように、すでに宗教者としての実態を持っているものに対して、許状が与える影響力は小さい。しかし、許状には時間をかけて実態を変える力が宿っているとは言えそうである。同一の許状であっても受け止め方は様々で、受け取った意義によって変化に違いが生じる。

文化・文政年間(一八〇四—一八三〇)になると、「御役所」

名義の神楽役許状が発行される。これらの許状は、末端神職に宛てたものが多い。同時期には、江戸役所が主導して末端神職を郡単位で組織している。神職同士が寄り合つて神楽奉納をする際の取り決めなども作られた。江戸役所の介入が見られる上野国・下野国・越後国では、今でも郡ごとくに共通した芸態を持つ神楽が伝承されている。

「御役所」名義の神楽役許状は、今回取り上げた「神祇管領」名義のものとは、異なる意図で発行されたものである。江戸役所や許状が、東国の神職社会や神楽に対してどのような影響を与えたかについては、稿を改めて考えていきたい。

註

- (1) 鈴木昂太「広島県備北地方における太夫の宗教活動―比婆荒神神楽を中心に―」『日本民俗学』二九八号 日本民俗学会 二〇一九年
- (2) 黛友明「伊勢大神楽の支配頭と太夫組織」『京都民俗』四〇 京都民俗学会 二〇二二年
- (3) 松山由布子「奥三河花祭りと陰陽師―東栄町小林地区の花大夫を中心に―」梅田千尋編『新陰陽道叢書 第三卷近世』名著出版 二〇二二年
- (4) 櫻井弘人『遠山霜月祭の研究』岩田書院 二〇二二年
- (5) 小松和彦『いざなぎ流の研究』角川学芸出版 二〇一一年 三六七頁
- (6) 井上智勝『近世の神社と朝廷権威』二〇〇七年 吉川弘文館 二九八頁

- (7) 幡鎌一弘編『吉田神道家「御広間雜記」の記載項目のデータベース化と神道記録の研究』幡鎌一弘 二〇〇六年
- (8) 幡鎌一弘編『近世神道史研究と「御広間雜記」のデータベース化』天理大学おやさと研究所 二〇一〇年
- (9) 神道大系編纂会編『神道大系 卜部神道 下』神道大系編纂会 一九九一年 五六三頁
- (10) 松本勇介「江戸時代の吉田家のいわゆる「神道啓状」と「神道之状」について」『國學院雜誌』二二(四) 國學院大學 二〇二〇年
- (11) 神楽役は、神楽方・神楽用人・神楽師など、神社や年代ごとに様々な表記をされている。本稿では、史料を除き、神楽役として統一して表記していく。
- (12) 椋山林継『近世神道神学の萌芽』雄山閣 二〇一四年 四四―四五頁
- (13) 府中市立郷土館編『大國魂神社文書Ⅰ』府中市教育委員会 一九八四年 九一頁
- (14) 註7前掲書(二〇〇六) 七〇―七二頁
- (15) 埼玉県立歴史と民俗の博物館編『埼玉県民俗芸能調査報告書 大宮住吉神楽』埼玉県立歴史と民俗の博物館 二〇一一年 二二―二三頁
- (16) 註14前掲書 二七頁
- (17) 府中市郷土の森編『六所宮神主日記』府中市教育委員会 一九八八年 一五七頁
- (18) 註12前掲書 三三頁
- (19) 註11前掲書 四四―四五頁
- (20) 註16前掲書 一九一頁
- (21) 註16前掲書 一八六頁
- (22) 註16前掲書 一九九頁
- (23) 註12前掲書 九〇頁
- (24) 註12前掲書 七一―七八頁

- (24) 西角井正慶『神楽研究』壬生書店 一九三四年 一八七頁
- (25) 註12前掲書 一六頁
- (26) 註12前掲書 二一頁
- (27) 註12前掲書 二四頁
- (28) 註12前掲書 八九頁
- (29) 江戸役所が総社にこだわったのは、当時、白川家が総社号を乱発して江戶ことに神経をとがらせていたことにも関係がありそうである。また、猿渡盛房は、この経験があったためか、文政二年(一八二八)に「新撰総社伝記」「新撰総社伝記考証」を執筆し、総社号の正統性を訴えている。
- (30) 註7前掲書(二〇〇六) 七一頁
- (31) 矢嶋正幸「近世関東の神楽役について―鷺宮神社を題材に―」『宗教民俗研究』三三 日本宗教民俗学会 二〇二三年
- (32) 相沢正直「鷺宮十二座神楽と其の史料(附記)」『埼玉史談』二(一五) 埼玉郷土会 一九三一年 四九頁
- (33) 鷺宮町立郷土資料館編『鷺宮神社所蔵資料総合調査報告書』鷺宮町教育委員会 二〇〇三年 六一頁
- (34) 註33前掲書 二四四―二四五頁
- (35) 矢嶋正幸「唯一神道化する神楽についての一考察―近世前中期・鷺宮神社の神楽改革―」『民俗芸能研究』六四 民俗芸能学会 二〇一八年
- (36) 註32前掲書 一九三一年 四九頁
- (37) 矢嶋正幸「いかにして寺院では神楽を奉納しなくなったのか」『埼玉民俗 四五号』埼玉民俗の会 二〇二〇年
- (38) 鷺宮町役場編『鷺宮町史 史料―近世』鷺宮町役場 一九八〇年 四四頁
- 早見氏は、早水氏・速水氏・速見氏とも表記される。本稿では、引用を除いて早見氏として記述する。
- (39) 註38前掲書 四五頁
- (40) 埼玉県立民俗文化センター編『埼玉県民俗芸能調査報告書 鷺宮権馬楽神楽』埼玉県立民俗文化センター 二〇〇二年 二六―三三頁
- (41) 註38前掲書 一五三―一五四頁
- (42) 西田かほる『近世甲斐国社家組織の研究』山川出版社 二〇一九年
- (43) 武蔵御嶽神社及び御師家古文書学術調査団編『武州御嶽山文書 四』法政大学・青梅市教育委員会 二〇一〇年 五七―一五八頁
- (44) 埼玉県教育委員会編『秋日吉神社のやぶさめ』埼玉県教育委員会 一九七六年 八九―九三頁
- (45) 大宮市役所編『大宮市史 資料編二』大宮市役所 一九七五年 七頁
- (46) 註45前掲書 一〇四―一〇五頁
- (47) 小川直之「米良山神楽の構成と御神屋神」『國學院雜誌』一二一(一五) 國學院大學 二〇二〇年
- (48) 註40前掲書 二〇〇二年 九六頁
- (49) 岩田勝『神楽源流考』名著出版 一九八三年 二七―二七七